

写

認 定 書

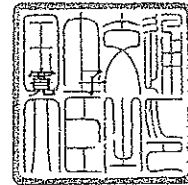
国住指第2175号

平成14年5月31日

全国木質セメント板工業組合

理事長 三枝輝壹郎 様

国土交通大臣 林



下記の構造方法又は建築材料については、建築基準法第68条の26第1項(同法第88条第1項において準用する場合を含む。)の規定に基づき、同法第2条第七号並びに同法施行令第107条第一号及び第三号(屋根:各30分)の規定に適合するものであることを認める。

記

1. 認定番号
FP030RF-9258
2. 認定をした構造方法又は建築材料の名称
木毛パーライトセメント板野地板金属板
又は繊維強化セメント板葺屋根
3. 認定をした構造方法又は建築材料の内容
別添の通り

株式会社 北日本ダイエイ 殿

貴社を上記国土交通大臣認定の製造・販売会社として指名し、本認定書の
写しを呈します。

平成14年5月31日

全国木質セメント板工業組合